

会 員 各 位

山形県医師会長 中目 千之



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添事務連絡があった旨、県医療政策課より連絡がありました。

本事務連絡は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡。以下「4月10日付け事務連絡」という。）等における初診からの電話等を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告様式の変更を連絡するものです。

つきましては、初診からの電話等を用いた診療等を実施する医療機関におかれましては、当該要件の遵守を徹底いただくとともに、令和5年4月以降に初診からの電話等を用いた診療を実施した報告を行う際には、下記のとおりご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 令和5年4月以降に初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施した際の毎月の実施状況報告について

4月10日付け事務連絡の1.（1）及び（3）②により、電話等を用いた診療や受診勧奨を行った医療機関は、実施状況調査票（令和5年3月8日事務連絡 別添1）に、当該診療を実施した毎に必要な事項を記載のうえ、メールにてご報告ください。

なお、メールアドレスをお持ちでない場合は、実施状況調査票（別添2）によりFAXにてご報告ください。

（1）報告対象

- ① 初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を実施したもの（4月10日付け事務連絡の1.（1））
- ② ①の患者に対し、2度目以降も電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を実施したものの（4月10日付け事務連絡の（3）②）

(2) 報告様式

① 実施状況調査票（令和5年3月8日事務連絡 別添1）

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F001068150.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

※ 報告様式のダウンロードがうまくいかない場合は、以下2参考の厚生労働省ホームページ「II オンライン診療における関連通知」>「（令和5年3月8日事務連絡）別添Excelファイルのダウンロード ▶ [こちら](#) 」からダウンロード可能です。

② 実施状況調査票（別添2） ※FAX報告用（メールでの報告ができない場合） 別添PDFファイルの印刷をお願いいたします。

(3) 報告期限

各月第2週の月曜日（休日等の場合は翌平日の午前中）までに前月分をご報告願います。

(4) 報告先（メールによる報告にご協力をお願いします）

山形県医師会 あて

E-mail : ken-ishi@yamagata.med.or.jp

FAX : 023-647-7757（メールでの報告ができない場合）

件名：【〇月分】電話や情報通信機器を用いた診療等の実施報告について

2 参考

- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/R20410tuuchi.pdf>

- ・厚生労働省ホームページ（オンライン診療に関するホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html

担当：山形県医師会事務局 金子

〒990-2473 山形市松栄 1-6-73

TEL.023-666-5200 FAX.023-647-7757

E-mail : ken-ishi@yamagata.med.or.jp

事務連絡
令和5年3月8日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和2年8月26日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところです。

これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告については下記のとおりですので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いいたします。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

令和2年4月10日付け事務連絡1.（1）に記載している以下の要件を遵守しない

処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、引き続き検証が必要と考えられる報告項目に限定する等、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、4月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和2年4月10日付け事務連絡1.（5）を参照すること。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excelファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。

令和5年4月以降の初診からの電話等を用いた診療等の実施状況調査票

4月10日付け事務連絡の1.(1)及び(3)②により、電話等を用いた診療を実施した医療機関は、その診療を実施した対応毎に必要な事項をご記入のうえ、ご提出ください。

※各月第2週の月曜日(休日等の場合は翌平日の午前中)まで前月分をまとめてご提出願います。

基本情報					
医療機関名					
所属地区医師会		医師会			
電話番号					
電話や情報通信機器を用いた診療等の対応					
日付			対応した医師名		
診療録等(過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、又は健康診断の結果等)による基礎疾患等患者情報の確認 (○印)					
		診療録等で基礎疾患等患者情報を確認した			
		診療録等で基礎疾患等患者情報を確認できなかった			
患者情報					
年齢	歳	性別 (○印)	男・女	住所 (○印)	県内・県外
診療の内容					
処方状況 (○印)			麻薬		
			向精神薬		
			薬剤管理指導料1に該当する薬		
			上記以外の薬を処方した		
			基礎疾患を把握していない患者への8日分以上の処方 処方なし		
初診/再診の状況 (○印)			オンライン診療による初診		
			オンライン診療による再診		
			電話診療による初診		
			電話診療による再診		
保険適用 (○印)			保険診療	・ 自由診療	